

志摩圏域二級水系流域治水プロジェクトの取組 (令和6年度取組実績及び令和7年度取組予定)				資料 4			
取組事項		取組内容	実施主体及び具体的な取組内容	R6	R7	R06実績	R07予定
1) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策			矢印凡例 運用・実施 検討				
1	洪水氾濫対策 ※関連取組 「志摩圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の取組17, 18	河川整備計画に基づき、洪水時の河川水位の低下や、整備計画目標流量を安全に流すための断面確保等を行うため、河道拡幅、堤防整備、ダム整備等を実施するとともに、二級水系に関連する海岸や市管理河川の護岸整備を実施することにより、流域一体で浸水被害の低減を図る。 また、計画的な維持・修繕(河道掘削等)実施することで、河川の健全な機能を保全する。	・河川整備計画に基づく整備 【三重県】鳥羽河内川、前川(阿児町) ・護岸整備 【三重県】南張地区海岸(南張川水系) 【志摩市】長崎川(磯部川水系) ・河道掘削 【三重県】紙漉川、堀通川、加茂川、白木川、山田川、野川、磯部川、前川(磯部町)、藤谷川、地藏川、池田川、奥の野川、桧山路川 【鳥羽市】村山川、沙魚川、(加茂川水系) 【志摩市】長崎川(磯部川水系)、枯川(前川水系) ※その他、河川の状態に応じて維持修繕を行う。	県・市		【三重県】 ・河川整備 鳥羽河内川：ダム本体工事、付替道路工事などを実施 前川(阿児町)：護岸工事を実施 ・河道掘削 加茂川、鳥羽河内川、白木川、堀通川、磯部川、池田川、野川 【鳥羽市】 ・河道掘削 村山川にて実施 ・護岸整備 沙魚川にて実施 【志摩市】 ・護岸整備 大谷所川、桧山川、田杭川にて実施 ・河道掘削 枯川にて実施	【三重県】 ・河川整備 鳥羽河内川：ダム本体工事、付替道路工事などを実施 前川(阿児町)：護岸工事を実施 ・河道掘削 各市と相談のうえ、実施箇所を選定 【鳥羽市】 ・河道掘削 矢田川にて実施 ・護岸整備 沙魚川にて実施 【志摩市】 ・護岸整備 田杭川、大谷所川、大湯川にて実施
2	流水の貯留機能の拡大	磯部川水系に設置されている神路ダムにおいて、有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、事前放流により洪水調節可能容量を一時的に空け、台風など予測できる出水に備える。	【志摩市】 ・台風などの予測できる出水状況に応じて神路ダムの事前放流を実施。		志摩市	【志摩市】 状況に応じて実施	【志摩市】 状況に応じて実施
3	内水氾濫対策	加茂川水系及び磯部川水系において、地盤高の低い市街地等で発生する内水氾濫のリスク低減のため、雨水下水道整備や排水機場の整備を実施する。	【三重県】 ・農村地域防災減災事業(磯部川水系) 【鳥羽市】 ・雨水下水道事業(加茂川水系)		県 鳥羽市	【三重県】 ・排水機場の運用 【鳥羽市】 下水道事業計画の作成	【三重県】 ・排水機場の運用 【鳥羽市】 大明川ポンプ場の基本計画作成
4	流域の雨水貯留機能の向上	大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることによって洪水調節機能を発揮する。 (低水位管理含む) 今後の気候変動の激化を見据え、森林の有する土砂流出防止機能や洪水緩和機能の適切な発揮のため、氾濫河川上流域における治山対策・森林整備を実施す	【三重県、志摩市】 ・農業用ため池の活用 【三重県】 ・治山ダム及び森林整備・ため池の治水利用 ※整備の実施は、山地災害の発生状況や森林の荒廃状況等に応じてするものであり、その年によって実施状況が変わる対策である。 ・ため池の低水位管理の啓発		県	【三重県、志摩市】 ・ため池の低水位管理 【三重県】 ・農村地域防災減災事業(ため池総合整備工事 六呂瀬池)の実施	【三重県、志摩市】 ・状況に応じて実施 【三重県】 ・農村地域防災減災事業(ため池総合整備工事 六呂瀬池)の実施
2) 被害対象を減少させるための対策							
5	立地適正化計画における防災指針の作成・検討	防災を取り入れた安全なまちづくりのための方針として、災害リスク情報と都市計画情報を重ね合わせるなど、都市の災害リスクを踏まえた立地適正化計画の検討や都市マスタープランの策定を行う。	【鳥羽市】 ・都市マスタープランの策定 ・立地適正化計画の検討 【志摩市】 ・立地適正化計画の検討	鳥羽市 志摩市	【鳥羽市】 鳥羽市都市マスタープランの策定(R6.6) 立地適正化計画の策定(R6～R7) 【志摩市】 立地適正化計画策定に向けた検討	【鳥羽市】 立地適正化計画の策定(R6～R7予定) 【志摩市】 立地適正化計画の策定(R7～9予定)	
6	土砂災害特別警戒区域外への住宅移転支援	がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し支援を行い、被害の軽減を図る。	【三重県・志摩市】 ・土砂災害特別警戒区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し支援を行う。	県・志摩市	【三重県・志摩市】 ・対象者への支援	【三重県・志摩市】 ・対象者への支援	
3) 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策							
7	水害リスク情報の空白域の解消 ※関連取組 「志摩圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の取組5, 6, 15	志摩圏域の二級水系流域において、水害リスク情報の空白域の解消を図るため、各種浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップの作成・周知を行う。	【三重県】 ・洪水浸水想定区域図の作成・情報提供 【鳥羽市・志摩市】 ・洪水ハザードマップの作成・周知 ・ため池浸水想定区域図の作成	県・市	【三重県】 ・浸水想定区域図に関する情報提供 【鳥羽市】 ・洪水ハザードマップの配布 【志摩市】 ・ハザードマップを活用した啓発活動の実施	【三重県】 ・浸水想定区域図に関する情報提供 【鳥羽市】 ・洪水ハザードマップの配布 【志摩市】 ・ハザードマップを活用した啓発活動の実施 ・行政番組や広報紙を活用したハザードマップの周知と活用方法の説明を実施	
8	土砂災害警戒区域等の指定・発表 ※関連取組 「志摩圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の取組19, 20	土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を「土砂災害警戒区域」、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域を「土砂災害特別警戒区域」としてそれぞれ指定する。 また、土砂災害警戒情報等を発表する。	【三重県】 ・土砂災害警戒区域等の指定 ・土砂災害警戒情報等の発表	県・気象台	【三重県】 ・土砂災害警戒区域等の二巡目調査 【三重県・気象台】 ・土砂災害警戒情報等の発表 状況に応じて実施	【三重県】 ・土砂災害警戒区域等の二巡目調査 【三重県・気象台】 ・土砂災害警戒情報等の発表 状況に応じて実施	
9	持続的な水災害教育の実施と伝承・広報誌等を活用した継続的な情報発信 ※関連取組 「志摩圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の取組7, 8, 13	自然災害に関する心構えや知識を浸透させ、災害発生時に適切な避難行動をとる能力を養うため、持続的に水災害教育や広報誌等を活用した情報発信を実施する。	【三重県】 ・防災ノートの作成・配布 ・広報誌等を活用した防災情報の発信 ・市担当者向け勉強会の実施 ・三重県総合防災訓練の実施 ・三重県総合図上訓練の実施 ・土砂災害防止月間(6月)等における防災訓練・広報活動 【鳥羽市・志摩市】 ・防災訓練・講演会・出前講座の実施 ・広報誌等を活用した防災情報の発信	県・市	【三重県・市】 ・継続して実施 【鳥羽市】 ・防災訓練の実施 ・HP・広報とばへの掲載 【志摩市】 ・防災訓練等の実施 ・HP・広報しまへの掲載 ・ハザードマップを活用した啓発活動の実施	【三重県・市】 ・市町防災担当者向け研修会の実施 ・市町図上訓練の実施支援 ・三重県総合図上訓練の実施 【鳥羽市】 ・防災訓練の実施 ・HP・広報とばへの掲載 【志摩市】 ・防災訓練等の実施 ・HP・広報しまへの掲載 ・ハザードマップを活用した啓発活動の実施	
10	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保 ※関連取組 「志摩圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の取組4, 19	洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成および計画に基づく避難訓練を促進する。	【三重県】 ・要配慮者利用施設における避難計画策定支援 【鳥羽市・志摩市】 ・要配慮者利用施設における避難計画の作成促進及び支援	県・市	【三重県】 ・必要に応じて市を支援 【鳥羽市】 ・避難確保計画の修正、訓練実施支援 【志摩市】 ・避難確保計画の修正、訓練実施支援	【三重県】 ・必要に応じて市を支援 【鳥羽市】 ・避難確保計画の修正、訓練実施支援 【志摩市】 ・避難確保計画の修正、訓練実施支援 ・行政番組や広報紙を活用したハザードマップの周知と活用方法の説明を実施	

志摩圏域二級水系流域治水プロジェクトの取組
(令和6年度取組実績及び令和7年度取組予定)

資料 4

取組事項		取組内容	実施主体及び具体的な取組内容	R6	R7	R06実績	R07予定
11	流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供 ※関連取組 「志摩圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の取組1, 2, 3, 9, 10, 11	頻発する豪雨災害への備えとして、「危機管理型水位計」、「簡易型河川監視カメラ」を設置し、水災害の早期把握に資する情報提供や防災気象情報の改善を行う。 また、発災の恐れのある状況や発災直後の現場等からの情報をSNSやAIを活用しリアルタイムに集約するシステムを導入・運用する。 また、発災の恐れのある状況や発災直後の現場等からの防災情報について、SNSを活用して継続的に情報発信する。	【三重県】 ・危機管理型水位計の設置・運用 ・簡易型河川カメラの設置・運用 ・水位情報の提供 ・SNSを活用した防災情報の継続的な情報発信 ・県と市のホットラインの構築 【気象庁】 ・防災気象情報の改善		県・気象台	【三重県】 ・継続して実施 【気象台】 ・線状降水帯による大雨について半日程度前から府県単位での呼びかけを運用開始	【三重県】 ・継続して実施 【気象台】 ・令和8年度からの新たな防災気象情報の運用に伴い、気象庁HPやシステムの改修、関係機関との調整、自治体・住民への周知・広報等の実施予定 ・線状洪水帯に関する情報の改善、予測精度の向上
12	浸水の早期解消による被害の最小化	台風や集中豪雨による河川の氾濫などにより浸水した現場に出動し、溢れた水を排水することによって、浸水被害を最小限に抑える。	【三重県】 ・排水ポンプ車の配備・運用 ・令和5年度県尾鷲庁舎に配備		県	【三重県】 ・継続して実施 ・追加配備車両の発注	【三重県】 ・伊勢庁舎に追加配備 ・継続して実施